

# 入札公告

内閣府日本学術会議事務局において、下記のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月19日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也

記

## 1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 田口 和也

## 2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2014）の印刷
- (2) 仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 契約条項 入札説明書のとおり
- (4) 納入期限 平成26年3月24日
- (5) 納入場所 内閣府日本学術会議事務局（東京都港区六本木7-22-34）
- (6) 入札方法 入札金額は総価を記載することとし、詳細は入札説明書参照のこと。

なお、落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「物品の製造（その他印刷類）」のB、C又はDの等級に格付けされた者を有する者であること。
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 4 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

所在地 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係  
電話番号 03-3403-1930

## 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年3月3日（月）10時
- (2) 場所 内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室（5階504号室）

## 6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 7 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した者の入札は無効とする。

## 8 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## 9 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

## 10 その他

詳細は、入札説明書による。

# 入 札 説 明 書

(第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン (マスタープラン)) の印刷

平成26年2月19日

日 本 学 術 会 議 事 務 局

# 目 次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 契約条項を示す場所
6. 入札説明書の交付期間及び場所
7. 郵便による入札書等の受領期限
8. 入札及び開札の日時及び場所
9. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
10. 入札保証金及び契約保証金
11. 入札の方法
12. 入札書の提出方法等
13. 入札の無効
14. 開札
15. その他
16. 入札説明書に関する問い合わせ先

- 別記様式 1 入札書
- 別記様式 2 委任状
- 別記様式 3 契約書（案）
- 別記様式 4 誓約書
- 別記様式 5 暴力団排除に関する誓約事項
- 別 添 仕様書

## 入 札 説 明 書

### 1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官  
内閣府日本学術会議事務局長 田口 和也
- (2) 所属する部局 日本学術会議事務局
- (3) 所在地 東京都港区六本木7-22-34

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2014)の印刷
- (2) 仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 契約条項 別記様式3「契約書(案)」のとおり
- (4) 契約期間 契約日から平成26年3月24日まで
- (5) 履行場所 別添仕様書のとおり

### 3. 競争の方法

一般競争入札による。

### 4. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度内閣府競争参加資格において、「物品の製造(その他印刷類)」にてB、C又はD等級に格付されている者であること。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 5. 契約条項を示す場所

所在地 東京都港区六本木7-22-34 日本学術会議事務局  
電話番号 03-3403-1930 (内線) 2216

### 6. 入札説明書の交付期間及び場所

期 間 平成26年2月19日(水)～平成26年2月28日(金)  
(時間 9:30～18:15 閉庁日を除く 最終日は午前9時まで)  
場 所 東京都港区六本木7-22-34  
日本学術会議事務局管理課用度・管理係  
電話番号 03-3403-1930 (内線) 2216

### 7. 郵便による入札書等の受領期限

平成26年2月28日(金) 18:00  
(ただし、入札書等を持参する場合は後記8.の開札の日時までとする。)

8. 入札及び開札の日時及び場所

日 時 平成26年3月3日(月) 10:00  
場 所 内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室(5階504号室)

9. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11. 入札の方法

入札書に記載する金額は、本件印刷にかかる一切の費用を含んだ総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積り金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12. 入札書の提出方法等

(1) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、入札書(別記様式1)を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により提出しなければならない。ただし、開札執行に立ち会う場合は、前記8.の場所に持参すること。

(3) 入札参加者は、入札書に次に掲げる事項を記載して、公告に示した日時までに前記8.の場所に提出しなければならない。

- ・ 入札金額(総価)
- ・ 件名
- ・ 入札者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名)及び押印(代理人等をして入札させるときは、その代理人等の氏名及び押印)

提出する際は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び前記2.(1)の件名並びに入札日時を記載しなければならない。

(4) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。

(6) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(別記様式2)を提出しなければならない。

(7) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。

(8) 入札参加者は、入札時までに競争参加資格を証明する書類(資格決定通知書の写し)を提出しなければならない。

(9) 入札参加者は、入札書の提出(電子入札・開札システムにより入札した場合を含む。)をもって別記様式5「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。

### 13. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- (4) 前記 12. (3) に掲げる事項の記載の無い入札書
- (5) 入札書が郵便で差し出された場合において、前記 13 (4) に定める記載のない入札書
- (6) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (7) 明らかに談合によると認められる入札書
- (8) 同一の入札について、2 通以上提出された入札書
- (9) 前記 12. (7) に違反した入札書
- (10) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (11) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有する者と認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書
- (12) 印章の押印のない入札書
- (13) 履行実績等証明書に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書
- (14) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

### 14. 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (3) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、予算決算及び会計令第83条第1項に基づき、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決定する。
- (5) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、予算決算及び会計令第83条第2項に基づき、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (6) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭で通知する。

### 15. その他

- (1) 入札参加者は、契約担当官等から提出された書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (2) 契約担当官等は、提出された書類を本件以外に提出者に無断で使用することはない。
- (3) 一旦受領した書類は返却しない。
- (4) 一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施のうえ落札者を決定する。

- (6) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書を作成し、支出負担行為担当官あて提出する。
- (7) 落札者は契約書締結の際に、誓約書（別記様式4）も併せて提出すること。

16. 入札説明書等に関する問い合わせ先

内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 遠藤

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

電話番号 03-3403-1930

FAX 03-3403-1075

※問い合わせは文書（FAXも可）にてお願いいたします。

別記様式 1

# 入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

Ⓔ

(代理人等名)

Ⓔ

入札公告及び入札説明書承諾のうえ、下記のとおり入札します。

## 記

1. 入札件名 第 22 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン 2014）の印刷
2. 入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円
3. 入札条件 契約書及び特記仕様書その他一切、日本学術会議の指示どおりとする。



## 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

⑩

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 受任者

⑩

2. 委任事項

- ① 日本学術会議において実施される「第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2014）」の印刷に係る入札及び見積りに関する一切の権限
- ② ①の事項に係る複代理人を選任すること。

# 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也 殿

所 在 地

会 社 名

代 理 人 名

⑩

私は、下記の者を複代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 受任者

⑩

2. 委任事項

日本学術会議において実施される「第 22 期学術の大型研究計画に関する  
マスタープラン（マスタープラン 2014）」の印刷に係る入札及び見積りに関する一切  
の権限

## 契 約 書 ( 案 )

支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 田口 和也 (以下「甲」という。) と、  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○ ○○ (以下「乙」という。) とは、下記の  
条項により第2 2期学術の大型研究計画に関するマスタープラン (マスタープラン201  
4) の印刷について請負契約を締結する。

## 記

## (契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、契約書に付属する仕様書及び甲の指示 (以下「仕様書等」という。) に基づき、契約書に記載された契約対象業務 (以下「業務」という。) を行い、当該業務の成果物を甲に引き渡し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

## (契約の条件)

第2条 本契約の条件は第3条以下に定めるほか、次のとおりとする。

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 名 称        | 第2 2期学術の大型研究計画に関するマスタープラン (マスタープラン2014) の印刷 |
| (2) 仕 様 等      | 仕様書のとおり                                     |
| (3) 契約金額<br>円) | 金 円 (うち消費税及び地方消費税額)                         |
| (4) 納入期限       | 平成26年3月24日                                  |
| (5) 納入場所       | 内閣府日本学術会議事務局                                |
| (6) 契約保証金      | 免除  |

## (債権譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律 (平成10年法律第105号) 第2条第3項に規定する特定目的会社 (以下「特定目的会社」という。) 又は信託業法 (平成16年法律第154号) 第2条第2項に規定する信託会社 (以下「信託会社」という。) に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社 (以下「丙」という。) に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 (平成10年法律第104号) 第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更そ

の他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

- 3 第一項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、官署支出官日本学術会議事務局管理課長（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

#### （再委託の制限）

第 4 条 乙は、業務の全部または大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙は、この業務達成のため、やむを得ず業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることを必要とするときは、予め甲に対して「再委託に関する書面」により承認を得なければならない。

- 2 前項の「再委託に関する書面」の記載内容は、甲の指示に従うものとし、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、必要性及び契約金額等とし、甲は次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認するものとする。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

- 3 再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合は、第 1 項の規定に基づき、甲の承認を得なければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとする場合についても甲の承認を受けなければならない。

- 4 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

#### （監督）

第 5 条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）に、乙の業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が適正に行われているか等について監督をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。

- 2 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

- 3 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。

#### （検査）

第 6 条 乙は、成果物の納入後、速やかに甲に報告し、甲又は甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）は 10 日以内に検査を行わなければならない。

- 2 前項の検査の結果、検査職員が成果物を不合格と認めた場合には、乙は速やかに補修、交換等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。検査職員は、必要があると認めるときは、乙が成果物を納入する前に、乙の作業場所又は検査職員の指定する場所で検査を行うことができる。

- 3 前 2 項の検査を受けるのに必要な費用は、乙の負担とする。

- 4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 5 検査職員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、社内検査基準等の必要な書類の提出を求めるなど検査することができる。
- 6 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法によりその旨を通知するものとする。

#### (代金の支払)

第7条 乙は、成果物が前条による検査に合格したときは、当該代金の支払いを支出官に請求できるものとする。

- 2 支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に当該代金を支払わなければならない。

#### (支払遅延利息)

第8条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、年3.00%の率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲はこれを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

#### (納入期限の延期)

第9条 乙は、天災地変等、乙の責めに帰することができない理由その他の正当な理由により納入期限までに成果物を納品できない場合は、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延期を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請が妥当と認めた場合は、乙と協議の上、期限を決めて納入期日を変更するものとする。

#### (遅延賠償金)

第10条 乙が、乙の責めに帰する事由により、納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前条に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、成果物納入の日（納入遅延後甲が契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、成果物の契約金額に年5.00%の率を乗じて得た遅延賠償金を甲に対して支払うものとする。

- 2 前項の規定による遅延賠償金のほかに、第16条の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

- 3 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第16条の規定による違約金が生じたときは、同条第2項の規定を適用するものとする。

#### (危険負担)

第11条 乙の責めに帰することのできない理由により、成果物を納入することができなくなった場合は、乙は、成果物の納入義務を免れるものとし、甲は、その代金の

支払の義務を免れるものとする。

(秘密保持)

第12条 乙又はその使用人は、本契約履行上知り得た事項を他に漏洩、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 甲及び乙は、保有個人情報の取扱いに関する特約条項については、別添1「保有個人情報の取扱いに関する特約条項」によるものとする。

(貸与物品の取扱い)

第13条 乙は、甲から貸与される物品等について、紛失、焼失、汚損及び破損が生じないよう善良な管理者の注意をもって厳重に保管・管理を行わなければならない。

(瑕疵担保)

第14条 乙は、瑕疵（数量の不足を含む。以下同じ。）のない、かつ、仕様書等の定めに適する成果物を納入するものとする。

- 2 納入された成果物に瑕疵がある場合、又は成果物が仕様書等の定め違反する場合は、甲は、自らの選択により、乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）又は代金の減額を請求することができる。甲は、成果物の修補を請求するときは、相当な期限を定めることができる。
- 3 甲が、成果物の修補を請求した場合で、修補期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該修補期間に応じて第10条第1項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は、第2項に規定する瑕疵又は違反が重大と認める場合又は乙が第2項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第16条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 甲は、第2項に規定する瑕疵又は違反により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第16条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、第2項に規定する瑕疵又は違反が発見された場合は、発見後6か月以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第2項の規定に基づく成果物の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第2項の規定に基づき修補され、再度引き渡された成果物に、本条の規定を準用する。
- 9 修補に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、乙にその旨を通知して契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により仕様書等に基づく業務の履行を行わないと認められるとき。
- (3) 本業務の履行に関して、乙又は乙の使用人に不正行為があったとき。

(4) 前各号の外、乙がこの契約に違反したとき。

(違約金)

第16条 前条の規定により甲が契約の全部又は一部を解除したとき、乙は、違約金として解除部分に対する金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

2 前項の規定による違約金のほかに、第10条第1項の規定による遅延賠償金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅延賠償金を併せて支払うものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(損害賠償請求)

第17条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合は、甲の裁定に基づき弁償するものとする。

2 乙が、仕様書等を遵守せず、その結果、甲の機密情報等が第三者に漏洩し、このため甲に損害を与えた場合は、甲の裁定に基づき弁償するものとする。

(賠償金の相殺)

第18条 乙が甲の指定の期間内に賠償金、違約金を納付しないときは、甲は、支払代金のうちからこれを控除するものとする。

(著作権の譲渡等)

第19条 乙は、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するすべての権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

3 乙は甲による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

(知的財産権等)

第20条 乙は、成果物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権、営業秘密、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、その他の権利又は利益(以下本条において「知的財産権等」という。)を侵害していないことを保証する。

2 甲又は甲からの成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申立てを受けた場合、又は第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると甲が判断した場合、乙は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

3 前項の場合において、乙は、甲の指示に従い、乙の費用負担において、知的財産権等の侵害のない他の成果物と交換し、成果物を変更し、又は当該第三者から成果物の継続使用・利用のための権利の取得を行わなければならない。本項の定めは、甲の乙に対する損害賠償を妨げない。

4 第2項の場合において、当該第三者からの申立てによって甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償権、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって甲に生じた一切の損害、及び申立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、乙が負担するものと

する。

(談合等の不正行為に関する特約条項)

第21条 甲及び乙は、談合等の不正行為に関する特約条項については、別添2「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第22条 暴力団排除に関する契約条項については、別添3「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(紛争の解決)

第23条 この契約書に明記していない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

(補 則)

本契約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 東京都港区六本木7-22-34  
支出負担行為担当官  
日本学術会議事務局長 田口 和也

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○  
○○○○○ ○○ ○○



## 保有個人情報の取扱いに関する特約条項

- 1 個人情報に関する秘密保持の義務  
乙は、個人情報に関する秘密保持の義務を負う。個人情報を第三者へ提供するなど漏えい等が発生することのないよう管理しなければならない。
- 2 再委託の制限又は条件に関する条項  
乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。再委託する場合にあっては、乙は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 個人情報の複製等の制限に関する事項  
乙は、契約業務に必要な範囲を超えて個人情報の加工、利用、複写、複製等をしてはならない。
- 4 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項  
乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合は、直ちに甲へ報告するとともに、甲の指示に従わなければならない。
- 5 業務終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項  
乙は、業務終了後すみやかに個人情報の消去及び媒体の返却を行わなければならない。なお、個人情報の消去の方法について甲に報告するものとする。
- 6 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項  
甲は、乙が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができる。また、甲は、乙が記載事項に違反した場合は、必要な措置を求めることができる。

## 談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同

法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む) 及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

## 暴力団排除に関する条項

## (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## (表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

## (下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害に生じたときは、その損害を賠償するものとする。
  - 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。
  - 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別記様式 4

## 誓 約 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
日本学術会議事務局長 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

印

当社は、「第2期学術の大型研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2014)」の印刷の一般競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する不正行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議ありません。

担当者及び連絡先

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 別記様式 5

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

#### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

## 仕 様 書

- 1 件名 第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2014）の印刷
- 2 数量等 印刷部数 1,500部  
頁数（本文） 525頁  
※頁数については、増減する場合がある。
- 3 納期 平成26年3月24日（月）（入稿は3月10日（月）予定）
- 4 納入場所 内閣府日本学術会議事務局  
住所：東京都港区六本木7-22-34
- 5 規格等 オフセット印刷 A4判 無線とじ  
※背表紙にタイトル・日付・委員会名を印刷すること。
- 6 印刷 表紙 片面1色刷（色：黒）  
本文 両面1色刷（色：黒）105頁、両面カラー刷420頁
- 7 用紙 表紙 上質紙<70.5kg>（白）  
本文 上質紙<44.5kg>
- 8 版下 表紙 データ支給（PDF（場合によってはword））  
本文 データ支給（PDF（場合によってはword））
- 9 校正 1回以上、校正責任者が完全と認めるまで行う。  
校正責任者：日本学術会議事務局参事官（審議第二担当）付 太田  
※校正は受領から24時間以内を目途とする。また、電子媒体での提出も可とする。
- 10 梱包形態 未定
- 11 その他
  - (1) 請負業者は、仕様書に定める規格等について印刷、製本等の精度を確保するとともに、文字のかすれ、欠け及び乱丁・落丁等が生じないように、万全を期さなければならない。
  - (2) 製品の納入後、不良品が発見された場合には、速やかに製造履歴を遡及し、発生原因及び影響等を特定し、担当者の指示に従い遅滞なく代替品を納入すること。
  - (3) 担当者から貸与したデータ等は、本業務終了後、速やかに担当者に返却すること。
  - (4) 本契約において知り得た情報等を他に漏らしたり、使用してはならない。
  - (5) 詳細については、担当者の指示に従うこと。